

平成31年1月31日

「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」の一部変更について

トモニホールディングスグループの徳島銀行は、銀行法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十九号）の規定に基づき、平成30年3月1日に公表した「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」について、体制整備時期を一部変更いたしましたので、お知らせいたします。

徳島銀行では、技術の進歩や経済・社会の変化によって生まれる新たなニーズに応え、安心・安全で利便性の高い金融サービスをお客さまへ提供していくために、セキュリティ及び利用者保護の確保に留意しつつ、電子決済等代行業者をはじめとする様々なパートナーとの積極的な連携・協働を通じて、従来の枠にとらわれない新たなビジネスの創造を目指してまいります。

以上

2019年1月31日

電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

株式会社徳島銀行

当行の電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針は、以下のとおりであります。また、この方針を変更する場合には、当行ホームページにてお知らせいたします。

1. 基本方針

当行は、安心・安全で利便性の高い金融サービスをお客さまへ提供していくため、セキュリティ及び利用者保護の確保に留意しつつ、オープン API（※1）を活用した多様な電子決済等代行業者との連携及び協働を進めてまいります。

2. 更新系 API（※2）に係る体制整備

当行は、お客さまへのサービス及び利便性向上のため、2020年春頃を目処として、銀行法第2条第17項第1号に掲げる行為を行うことができる更新系 API の整備を行う予定であります（API連携により提供を予定している機能については別紙参照）。

3. 参照系 API（※3）に係る体制整備

当行は、お客さまへのサービス及び利便性向上のため、2020年春頃を目処として、銀行法第2条第17項第2号に掲げる行為を行うことができる参照系 API の整備を行う予定であります（API連携により提供を予定している機能については別紙参照）。

4. API連携に係るシステムに関する事項

当行は、オープン API に係るシステムの整備を行うに当たっては、第三者に委託して設計、運用及び保守を行う予定であります。

また、当該システムについては、「オープン API のあり方に関する検討会報告書」（2017年7月13日公表）の開発原則に準拠して構築いたします。

5. 本件の担当部署

当行において電子決済等代行業者との連携及び協働に係る業務を行う部門の名称及び連絡先は以下のとおりであります。

営業企画部 連絡先 088-656-1121

6. その他

当行は、2020年1月1日を効力発生日として株式会社大正銀行と合併を行う予定であります。

以上

（※1）APIは「Application Programming Interface」の略で、他のシステムへの接続仕様のことであり、オープン API とはその仕様が外部に公開されている API のことをいいます。

（※2）更新系 API とは振替等の資金移動を目的とした API のことをいいます。

（※3）参照系 API とは残高や取引明細等の口座情報の取得を目的とした API のことをいいます。

(別紙) API で提供を予定している機能 (2019年1月時点)

	参照系	更新系
個人のお客さま	<ul style="list-style-type: none">・残高照会 (普通・貯蓄・カードローン)・入出金明細照会 (普通・貯蓄・カードローン)	<ul style="list-style-type: none">・振替 (当行における同一名義人間)